

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>なお本議案中、本人に係る事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、委員1名には、ここでご退席願います。</p> <p><b>【委員1名 退席】</b></p>
議長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
7番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、6月23日に山下富司委員、都築敏夫推進委員、柳戸光重推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字双柳字下宿地内でございます。</p> <p>農地の現状は、作付けはされておらず、農業用の通路として供されておりました。</p> <p>譲受人は、既存所有農地への進入路といたく申請されるところです。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、綿貫幸進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字双柳にて農業経営を行っており、その農業経営の拡大を</p>

したく申請するものでございます。

譲受人は、ブドウ及び梨・キウイを中心に作付けしております。

譲受人の同一農地農家台帳に登載された父親所有14,762㎡については、適性に管理されております。

今回、これまで既存所有農地への進入路として譲渡人の好意により通行させていただいていた申請地を自身の所有農地として通行できるようにするために申請するものです。

申請年月日は、令和2年6月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、軽トラック1台、耕うん機1台、草刈機1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地・同一農地農家台帳登載農地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました山下富司委員何かございますか。

10番

綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長

同行して現地調査していただきました都築敏夫推進委員何かございますか。

推6番

綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長

同行して現地調査していただきました柳戸光重推進委員何かございますか。

推8番

綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許

可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。  
委員1名には入室していただきます。

【委員1名 入室】

議長

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。

地区担当委員の平井純子委員より現地調査報告をお願いいたします。

4番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、6月22日に吉田彰宏推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字下名栗字和田地内でございます。

農地の現状は、茶畑が綺麗にカットされております。

譲受人は、農業経営開始のために申請されるということです。

なお、申請地については譲受人が譲渡人の手伝いとして、農業に従事しており、引き続き申請地で耕作するということです。

譲受人の所有地については、ございません。

また、譲受人から、申請地に茶、じゃがいも、ダイコン、ネギ、ナス等の作付計画書が提出されていることから、申請地取得後も耕作されると考えられます。

また、通作については自宅から徒歩で1分ということです。

以上のことから、現地調査を行ったところ、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2号について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。  
現地の状況につきましては、平井純子委員の説明のとおりです。  
譲受人は、譲渡人の農業経営を手伝っていました。

今回、申請地を譲り受けることで、所有農地として農業経営をしたく申請するものでございます。

譲受人からは、じゃがいも、ダイコン、ネギ、ナス等の露地野菜と茶の作付計画が提出されています。

なお、作付計画にあるお茶については、大字下名栗地内にある飯能市農林産物加工直売所に出荷していることを代理人及び出荷先の関係者に聞き取りしております。

譲受人の所有農地はございません。

また通作に関してですが、申請地は自宅から徒歩1分ですので通作可能だと考えます。

こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和2年6月5日、同日農業委員会受付となっております。  
次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました吉田彰宏推進委員何かございますか。

推9番

現地確認による農地の状況は、平井純子委員の説明のとおりです。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整

理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

**【全員挙手】**

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、関連する事項がございますので、併せて議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、審議いたします。

地区担当の山下富司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3及び整理番号3-4について、6月23日に綿貫幸進委員と都築敏夫推進委員と柳戸光重推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字下加治字郷路地内でございます。

農地の現状は、一部雑草は生えておりますが、それ以外のほとんどの農地は適正に作付けされております。

譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるということです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではみかん及び梅などを作付けするということです。

譲受人の所有農地につきましては、みかん、ゆず、梅、栗の他、ヤーコンや菊芋などの露地野菜が作付けされておりますが、所有農地の一部について、未作付地がありました。

また、通作については自宅から車で5分ほどということです。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3及び整理番号3-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下富司委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字双柳にて農業経営を行っており、その農業経営を拡大したく申請するものでございます。

譲受人は果樹及び露地野菜を中心に作付けしております。

所有地7,859㎡及び借入地780㎡について、果樹や露地野菜の作付がありますが、一部未作付地がございます。

通作に関してですが、車で約5分ですので、容易に出来ると考えます。

こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。  
申請年月日は、令和2年6月5日、同日農業委員会受付となっています。  
次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませんが、現時点では自己所有農地及び賃借農地で、生育状況が芳しくなく、また、枯死した果樹があることから、申請地取得後において耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うことができるか判断いたしかねます。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、草刈り機1台、農機具倉庫1棟を所有し、また、トラクターを借りています。

現在の機械所有状況においては、先の理由から申請地取得後において耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うことができるか判断いたしかねます。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、現在の労働員数は譲受人を含めて9名で、本人以外の8名のうち常用1名、臨時7名となっております。

なお、提出していただいた経営計画について、農業従事者の稼働日数の申告がございませんでしたので、常時農作業に従事することができるか判断いたしかねます。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合わせて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

また、総会での審議に先立って、譲受人に対して申請に関するヒアリングを実施いたしました。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました綿貫幸進委員何かございますか。

7番

山下富司委員の説明のとおりです。

議長

同行して現地調査していただきました都築敏夫推進委員何かございますか。

推6番

山下富司委員の説明のとおりです。

議長

同行して現地調査していただきました柳戸光重推進委員何かございますか。

推8番	山下富司委員の説明のとおりです。
議長	<p>現地調査については以上となりますが、事務局の補足説明で、譲受人に対するヒアリングを実施した委員の方、お一人ずつ、ご報告いただきたいと思えます。</p> <p>関谷英男会長職務代理いかがでしょうか。</p>
3番	<p>譲受人の既存農地には、今回の申請した面積と同じくらいの未作付け地があります。そうしたことから譲受人には、その場所の作付けをしっかりとしてから、新しく農地を取得したらどうかと進言してみましたが、未作付け地についてはそのうちしますとの回答でした。</p>
議長	綿貫幸進委員いかがでしょうか。
7番	<p>関谷英男会長職務代理の説明のとおりですが、作付けだけではなく、肥培管理などもしていないので、譲受人に質問したところ、そのうち作付けをしますとの回答でした。</p>
議長	山下富司委員いかがでしょうか。
10番	<p>譲受人から提出された営農計画書によると、アドバイザーや労働人員など本人も含めて9名もの人数が記されていますが、実際に果樹が植えられている現場に行ってみると、下草を刈っただけで、まるで果樹の営農拡大を目指しているとは思えませんでした。営農管理が不備であるのは、ヒアリング時に譲受人も認めております。</p> <p>また、今回の3条取得の申請も申請書には、営農拡大が目的とありますが、実際は営農拡大というよりも、譲渡人から頼まれたのが理由だと譲受人本人も回答しております。</p> <p>このような目的での農地取得は、農業委員会としては審議できないと譲受人に説明しましたが、あくまで申請は取り下げないとのことでした。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明及びヒアリング結果報告を踏まえて、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3及び整理番号3-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
2番	<p>直近の取得農地の作付けや管理状況を聞きたいのですが、先月許可した農地はいかがでしょう。</p>

事務局	譲受人の話では、所有権移転の手続きが未了であり、耕作できないとのことでした。また、昨日事務局で確認した農地については、一部作付けはされていましたが、半分以上の面積は耕運もされていない状態でした。
7番	それ以前の取得農地の管理状況について、平松団地の東側の農地などは、いかがでしょうか。
事務局	6月10日のヒアリング前に担当委員と事務局とで実施した現地調査では、作付けはされていませんでしたが、昨日、事務局で現地へ行って確認したところ、作付けがされておりました。ただし、大字双柳の農地については、未作付け地がございました。状況としては、柿が作付けされており、本数は20本でした。
2番	先程の事務局からの説明の中の審査基準において、判断しかねるという報告がありましたが、どのような意味ですか。
事務局	譲受人が所有する農地の作付け状況や管理状態が、提出された作付け計画や営農計画書などと著しい齟齬があり、また、譲受人の営農計画が不明瞭である為、判断しかねると報告させていただきました。
2番	譲受人の営農計画は、明確さに欠けます。所有地でも実態が伴っておらず、営農能力に疑問を感じています。
議長	利根川哲委員、果樹農家として、どう思われますか。
5番	譲受人の営農計画の中で雇用人数が記載されていますが、この人数がいて、この経営農地の現状はあり得ません。人数を揃えただけでは営農計画とは言えません。
議長	内野博司推進委員、専門的な知見から意見はありますでしょうか。
推2番	これだけ拡大しても、販路が決まっていないとなると、収穫するにしても大変であり、将来的な計画があるのか疑問があります。その点が営農計画に記されていないのであれば、営農計画の不備と言えます。
議長	私も調査の時に現地を確認しましたが、草刈りのみで、肥培管理などしていませんでした。3年前に植えたはずのミカンや栗など、生育が芳しくなく適正に管理されているとは思えません。

10番	<p>譲受人は、後継者に関するお考えはお持ちでしょうか。果樹や栗などは、成木になるまで数年はかかります。本人が高齢ということもあり、10年後の想定はあるのですか。</p>
事務局	<p>後継者について、譲受人に聞き取りをしたところ、明確な回答はありませんでした。</p>
7番	<p>計画書の作業従事者の名前を見ると、ほとんど譲受人と同年代か年上の方のようですが、作業は適切に従事されているのでしょうか。</p> <p>私の農地が譲受人の所有している農地の付近にあるので、譲受人の農地を見る機会が多いのですが、今まで、譲受人の農地で作業をしている人は1人くらいです。</p>
推5番	<p>過去の譲受人の申請を振り返ってみても、譲受人の計画性や実行性に疑問を感じていました。そして、今回のヒアリングの内容や譲受人が管理している農地の現状報告を聞く限り、今後も譲受人に対し注意が必要かと感じます。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告、事務局から補足説明及びヒアリング結果報告を踏まえて、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3、整理番号3-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
10番	<p>現地調査では、作付けされていた梅は剪定されておらず、果樹については枯れ死した場所もありました。また、肥培管理なども適正にされていませんし、現地の状況から判断すると、計画書に記載されている労働人数が常時作業に従事しているとは確認できませんでした。機械などの設備投資等も、所有面積や作付け計画からしたら貧弱であり営農計画に不備があると思います。このような現状であるのは、譲受人本人もヒアリングの際に認められております。これだけの営農管理に不備がありながら、さらなる規模拡大の為に農地を取得するのは営農計画に実現性があるとは考えられません。</p> <p>以上のことから、申請地取得後において、耕作の事業に必要な農作業に常時従事され、また、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うことが出来るとは認められない為、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3及び整理番号3-4については、不許可が望ましいと考えます。</p>
議長	<p>山下富司委員から、譲受人の営農計画は、既存経営農地で適切な肥培管</p>

理がされているとは言えず、現在の労働人員及び設備投資を含めた営農計画の不備があり、農地法第3条2項1号及び4号に該当することから、不許可とする事が望ましいとの発議がございました。

ここまでの中で、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、ただいま発議のありました不許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、不許可するものとします。

議長

続けて、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、不許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、不許可するものとします。

整理番号3-3、3-4につきまして、事務局は総会終了後、速やかに不許可の該当条項を申請者に通知してください。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、審議いたします。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。

地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1につい

て、6月23日に柏崎光一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字中藤下郷字柚木谷戸地内にございます。

農地の現状は、申請地の3筆いずれも作付けはありませんでした。

周辺農地への影響ですが、南側は県道南飯能線、北側は貸渡人所有の宅地となっており、特段の影響はないものと考えます。

申請理由としては、申請地を資材置場及び駐車場といたく申請するものです。

説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました柏崎光一推進委員何かございますか。

推5番

山下敏郎委員の説明のとおりです。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

申請人は、大字中藤下郷地内で建築業を営む法人です。

ここ数年、申請人の仕事は順調で建築資材が増えており、既存資材置場が不足しています。現在の状態を解消するために、新たな資材置場を確保すべく付近の資材置場を探しましたが、確保できず、今回申請地を借受け、資材置場及び駐車場といたく申請をするものです。

申請年月日は、令和2年6月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての造成費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、借受地である宅地2筆と一体で利用しますが、既に賃貸借契約がされ、事務所として利用されておりますので、問題ありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

10番

貸渡人と借受人が、同じ名字ですが、何か関係はありますか。

事務局

貸渡人は、借受人からみて叔母にあたります。

議長

その他、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細については担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号相続税納税猶予に関する適格者証明書についての申請番号1番について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

租税特別措置法第七十条の六により、農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている場合に限り、その納税が猶予されます。

ここにおける農地等とは、農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない農地、かつ市街化区域においては都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地、又は都市計画法第7条第1項に掲げる市街化区域以外の農地に該当するものを指します。

申請地は相続人の住宅から徒歩で10分ほどの距離にあり、計692㎡の農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない市街化区域にある農地です。

現地については、ナス、キュウリ、タマネギ、長ネギ等の露地野菜が作付けされていました。

以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明を交付することで問題ないと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

それでは、審議を行います。

本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。大久保博司委員に調査報告をお願いします。

9番

議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の申請番号1について、6月20日に野口栄一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、征矢町地内にある畑2筆692㎡で、現況は、ナス、キュウリ、タマネギ、長ネギ等の露地野菜が作付けされていました。

相続人は、大字前ヶ貫で農業経営をしています。

相続人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。

また、通作については自宅から徒歩で約10分とのことでした。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、相続人の相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行することについては、適当であると考えます。

現地調査の報告を終わります。

議長	<p>同行して現地調査していただきました野口栄一推進委員何かございますか。</p>
推7番	<p>大久保博司委員の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の申請番号1について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
議長	<p><b>【なしの声あり】</b></p> <p>無いようでしたら、適格者証明書を発行することに賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p><b>【全員挙手】</b></p> <p>全員賛成でございますので、本件については適格者証明書を発行することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号非農地判定について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第4号非農地判定について説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>なお、詳細については担当から補足説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号非農地判定について、補足説明いたします。</p> <p>今回の山林化した農地の非農地判定につきましては、全地区での判定が終了したのちに提出された意向確認書に基づく補足調査となります。本議案につきましても、原市場地区および吾野地区において、追加要望がございましたので議案として提案させていただいたものです。</p> <p>対象農地は3筆、1, 141㎡です。本日、この意向確認書が提出された農地の非農地判定(案)が、資料3のとおりとなっており、3筆のうち2筆、1, 000㎡が、非農地判定となる農地となります。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。おひとりずつ、ご報告いただきたいと思います。</p> <p>まず原市場地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいた</p>

	<p>します。</p>
2 番	<p>議案第 4 号 非農地判定について、柏崎光一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>現況は非農地とすることで、特段の問題はございません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して現地調査していただきました柏崎光一推進委員何かございますか。</p>
推 5 番	<p>山下敏郎委員の説明のとおりです。</p>
議長	<p>続いて吾野地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
5 番	<p>議案第 4 号 非農地判定について、6 月 1 7 日に松本健一委員、大野次夫推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>まず、1 筆については、現況は非農地とすることで、特段の問題はございません。</p> <p>一方の 1 筆については、ゆず、梅、お茶などが植えられており、野木のようになっており以前は畑で、この農地に隣接している場所では、鳥獣被害対策の電柵が設置されており、適正に作付けされておりました。周辺農地への影響から非農地判定に適当ではないと判断しました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して調査していただきました松本健一委員、大野次夫推進委員、それぞれ何かございますか。</p>
1 番・推 3 番	<p>利根川哲委員の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、原案のとおり 3 筆中 2 筆について非農地とすることで、賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>

議長	<p>全員賛成でございますので、非農地判定結果の丸印の農地2筆については非農地とすることといたします。</p> <p>続きまして、議案第5号 農地の権利取得における下限面積の設定について審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第5号 農地の権利取得における下限面積の設定について説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>なお、詳細については担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第5号 農地の権利取得における下限面積の設定について、説明いたします。</p> <p>飯能市における下限面積につきましては、総会にお諮りし、精明地区が50a、山間5地区を農地法施行規則第17条第2項に基づく5a、その他の区域を農地法施行規則第17条第1項を適用し、30aで設定しております。</p> <p>この下限面積につきましては、経営体数、農地面積、遊休農地面積等が毎年変化していること、農地利用状況調査の結果等、状況にあわせて対応するため、毎年総会で審議することになっております。また、審議結果につきましては、理由を付して公表することになります。</p> <p>5月総会のその他で事前に説明させていただいたところですが、本年の下限面積について、ご審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。</p> <p><b>【なしの声あり】</b></p>
議長	<p>無いようでしたら、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。挙手をお願いいたします。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	<p>全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第6号 農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局長

議案第6号 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、説明いたします。

第1番の方は、以前は、飯能市農業青年会議所にも加入されていました。現在は、内城菌を使った肥料栽培を行っています。

経営作物としては、水稻の伊勢ひかり・ミルキークイーン・彩のきずな、その他はジャガイモ、ニンニクを作付けしています。

販売方法としては、主にJAいるま野農業協同組合の直売所、観光案内所、温泉施設を販路としています。

続いて第2番の方についてです。

今回、初めて利用権設定をする方です。

経営作物としては、主にナス、トマト、とうがらしほか多品種です。

販売方法として、主に野菜を扱うお店、ネット、妻の知人が経営する飲食店への販売を行っております。個人で15件ほどの顧客がいるとのこと。

続いて第3番の方についてです。

今回すべて新規の利用権設定ですが、大字下川崎字障子の2筆につきましては、5月末まで代表取締役が個人として利用権の設定を受けて営農していました。このたび、法人として利用権の設定を受けて営農開始をするところであります。

経営作物としては、主に大豆、小麦、菜種です。

販売方法として、主にEU圏の知人が経営するレストランへの販売を考えております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農業地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、整理番号1から整理番号3いずれも認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	【全員挙手】
議長	<p>全員賛成でございますので、承認することといたします。      続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農業用施設の届出について、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p>
議長	【なしの声あり】
議長	次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	【付議案件4「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和2年6月飯能市農業委員会総会を閉会します。